諮問番号:令和5年度諮問第3号

答申番号:令和5年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び三木市国 民健康保険税条例(昭和34年三木市条例第16号。以下「本条 例」という。)の規定に基づき、審査請求人に対し、令和4年7月 14日付け国民健康保険税納税通知書により、審査請求人の令和 4年度の国民健康保険税額を325,100円とする賦課決定処 分(以下「本件処分」という。)を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和4年10月5日、処分庁に対し、本件処分の 取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行っ た。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 大幅な国民健康保険税の引き上げに抗議する。
 - (2) 年金が引き下げられる中、農業収入は赤字が続き、生活が成り立たないので、三木市の一般会計からの繰入金を増やして国 民健康保険税を引き下げてほしい。
 - (3) 国民健康保険税の均等割・平等割は不当である。
 - (4) 国民健康保険は平等割及び均等割による課税もあることか

- ら、他の医療保険に比して所得における保険料負担率が高く、 生活を圧迫する要因となっている。
- (5) 国民健康保険税を引き下げるため、地方(三木市)から国へ 働きかけるためのあらゆる努力をしてほしい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行ったものである。
- (2) 国民健康保険税の税率等については、国民健康保険税率は、近年では平成20年度、平成30年度の改定を除き、長らく加入者の負担を抑えるため据え置いていたものを、三木市国民健康保険財政の健全化を目的に、令和3年11月10日に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、兵庫県が示す標準保険税率(以下「標準保険税率」という。)に合わせるため、令和4年度に改定したものである。しかしながら、国民健康保険税率を、標準保険税率まで一度に引き上げた場合、被保険者にとって大きな負担となることから、令和4年度から令和6年度にかけて段階的に引き上げることとしたものである。
- (3) 三木市の一般会計からの繰入金のうち、国民健康保険事業 の赤字解消のための法定外繰入金については、負担の公平性 の観点から大きな問題があるため、その解消を目指すことと しており、審査請求人が求める「一般会計からの繰入れ」をこれまで以上に行うことはない。
- (4) 国民健康保険の受益者は被保険者であることから、世帯及び被保険者数に比例して応益負担を行うことは合理的であり、被保険者が納める国民健康保険税で医療費をまかなうという点からも、安心して十分な医療が受けられるよう必要不可欠であることから、所得割、均等割及び平等割の3方式を標準的な算定方法としている。

(5) よって、本件処分は適正に行っており、違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきで ある。

2 審理員意見書の理由

(1) 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である(地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項)。なお、審査請求人は、介護納付金課税額算定の対象ではない(条例第2条第1項第3号及び介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号)。

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の令和3年中の総所得金額、被保険者数については争いがなく、審査請求人の令和4年度分の国民健康保険税の税額は、本条例第1条乃至第3条、第5条及び第7条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

- (2) 審査請求人は、均等割及び平等割が不等である旨を主張するが、審査請求人の国民健康保険税は、条例に基づき適正に算定されており、処分庁が条例の根拠なく裁量によって税額を決定する余地はないものと言うべきである。
- (3) 審査請求人が、審査請求書において述べている、「大幅な国保税引き上げに抗議します。」や、「市の一般会計からの繰り入れを求めます。」などという主張については、審査請求人自身の生活面の状況や将来への漠然とした不安と三木市政に対する不満であり、いずれも、本件処分が現行法令等に照らし、適

法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求に おいては、審査の対象とならない。その他、本件処分について、 違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和5年6月5日 諮問

令和5年7月31日 調査審議

令和5年8月31日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和4年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、平成3 0年度に改定された後の三木市国民健康保険税の税率に関す る本条例の定め及び均等割・平等割による課税額が高きに失 し不当であるという主張、及びそうであるから市が国費や一 般会計から国民健康保険特別会計にこれまで以上の繰入れを し、審査請求人の国民健康保険税率を引き下げてもらいたい、 また、そのために国に働きかける努力をしてほしいという市

の政策に対する要望と理解できる。

しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政 処分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め 等といった条例そのものの不当性或いは市の政策に対する要 望はそもそも審査の対象外である。

(3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和5年8月31日

三木市行政不服審査会 会長 矢形 幸之助 委員 東 泰弘 委員 岡田 順子